

トーヨーベンディング(株) テレビカード 利用約款

第1条（約款の趣旨）

トーヨーベンディング株式会社（以下「当社」という。）は、テレビカード（以下「カード」という。）をこの約款に基づいて取扱うものとし、カードの所持者（以下「お客様」という。）は、この約款の内容を承諾し、お取引をしていただきます。

第2条（カードの利用範囲）

- ① お客様は、カードを購入した施設内に設置してある当社および当社契約先の指定する商品またはサービスについて、券面記載の範囲内で、ご利用いただけます。
ただし当社または当社契約先がカードの利用ができないものとして指定したサービス等の代金のお支払いにはご利用いただけません。
- ② カードは、購入した施設内に設置されている当社指定のカードリーダーでのみ、ご利用できます。
ほかの施設ではご利用できません。
- ③ カードの有効期間はございませんが、カードをご利用になれる施設と当社との契約が終了した場合は、施設内にて告知する期間を過ぎるとカードのご利用はできなくなります。その場合は、当社規定の期間内に、当社設置の精算機にて払い戻しをさせていただきます。

第3条（カードが利用できない場合）

次の場合にはカードをご利用いただくことはできません。

- ① カードが偽造または変造されたものである場合。
- ② お客様が違法に取得、あるいは違法に取得されたものと知りながらカードを利用する場合。
- ③ カードに記録された磁気データが破損した場合。
- ④ 破損したカードの場合。
- ⑤ カードリーダーが故障した場合、または停電等によりカードリーダーがご利用残高を読取ることができない場合。
- ⑥ カードを購入した施設が、カードの使用を禁止、あるいは制限した場合。

第4条（カードの再交付をする場合）

- ① カードリーダーでカードのご利用残高の読取りができず、カードに記録された磁気データの異常が故意になされたものでない場合は、当社の指定する方法でカードの再交付を受けることができます。
- ② 前項の取り扱いに際し、カードのご利用残高は電磁記録により確認します。
- ③ 前項により確認したカードが未使用でないときは、第7条の規定にかかわらずカードの交付に代えて現金で返還することがあります。

第5条（カードの再交付をしない場合）

次の場合には、カードを再交付することができません。

- ① カードを紛失、または盗難された場合。
- ② カードに記録された磁気データを故意に破損させた場合。

第6条（カードご利用残高の払戻し）

- ① カードを購入した施設内に当社が設置したカード精算機にて、当社規定の度数単位で、払戻しをいたします。払戻し手数料はかかりません。
- ② お客様の事情によらずカードの利用が著しく困難になったと認められる場合には、前項の定めに関わらず、お客様は当社にカードをご提出いただくことにより、ご利用可能残高相当分の金額の払戻しを受けることができます。
- ③ お客様の事情によりカードの利用が著しく困難になったと認められる場合には、前2項の定めに関わらずお客様は当社にカードをご提出いただくことにより、ご利用可能残高相当分の金額の払戻しを受けることができます。

第7条（換金の原則禁止）

カードは現金との引換はできません。

第8条（約款の変更）

カードの取り扱いについて、この約款を変更する場合には、当社は一定の予告期間をおいて周知の方法をとるものとし、予告期間経過後は変更後の約款を適用いたします。

附則

この約款は、2017年11月1日から適用いたします。

お問い合わせ先

トーヨーベンディング株式会社 病室事業部

所在地 名古屋市中央区名駅1-1-4JR セントラルタワーズ 37階

電話 052-569-5551